

報告漏れはありませんか？

今年度も昨年度までに引き続き、コロナ禍でPTA活動が自粛されることが多いためか、災害報告書が事務局に届いた件数は少ない状況です。

(※11月20日現在で、報告書が届いたのは3件です。)

しかし、事務局で最も心配していることは、『災害報告漏れ』『給付申請漏れ』があるのではないかとことです。PTA活動中にケガをされた方があった場合、ケガをされた方に『見舞金』を給付します。

損害賠償責任に関する事故も取り扱っています。PTA活動中に傷害や事故が発生した場合、速やかに見舞金給付会事務局へお知らせください。

また、活動終了時には必ず事故等の有無の確認をしていただきますようお願いいたします。

【岐阜県PTA見舞金給付会の周知が課題】

県内528単位PTAのPTA会長さん及び事務を担当していただく教頭先生に「見舞金給付会の存在を知っていただきたいと念願しています。

そのための一つの方法として、定期的にアンケートを実施していますが、その結果は次のようです。

<昨年度9月の調査結果>

	教頭	P長
給付会の存在を知らない	2.4%	9.4%
傷害に対し給付があることを知らない	3.2%	10.2%
賠償に対し給付があることを知らない	16.2%	22.2%

今年度も現在同様のアンケートへの回答を依頼している最中ですので、ご協力ください。(※回答期限は12月16日です。)

また、教頭先生やPTA会長さんが異動や交替される時には、後任の方への引継をよろしく願います。

『見舞金給付会』については、右のQRコードを読み取っていただき、県PのHPでご覧いただくことができます。是非、会員の皆様お知らせください。



■「賠償責任補償」について

岐阜県PTA連合会が加入している「PTA賠償責任保険(管理者賠償責任保険)」は、PTA管理者が被保険者となっています。PTA活動中の災害といえども、PTA会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれません。PTA管理者に、法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

【対象となった事例】

PTA環境整備作業で、草刈り機が跳ねた石が8m先に駐車中の車の後部



ガラスに当たり破損した。この事例では、修理費の請求ができました。

補足ですが、作業中にゴーグルを着用したり、駐車中の車の近くでは除草作業はしないなど、予め“安全対策”がとられていたかを問われる場合もあります。

【対象外となった事例】

プールサイドを走っていた子どもが、監視中のPTA会員にぶつかり、そのはずみで会員が手にしていた携帯電話がプールに落ち、電話機能に不具合が生じた。

この事例は、「児童生徒の行為に起因する」災害であり、賠償金額の請求はできません。

**■ -交通事故による傷害の場合-
「見舞金」は給付できません**



例えば、PTA行事への参加のための往復途上において、自家用車や自転車を運転中に起こった事故による傷害については、見舞金の給付はできません。また、トラックや自家用車等の運転中に発生した事故についても、同様に給付できません。

このような場合は、交通事故扱いとして警察に連絡し、加入されている自動車保険等で対応願います。

**自転車は「車両」に分類されます。
交通ルールやマナーは遵守されていますか？**

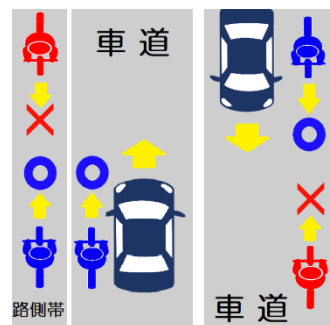
令和4年1月～9月末までの自転車利用者が交通事故の当事者になった方のうち、自転車側にも事故原因(法令違反)がある割合は93.3%にも上がります。

主な法令違反は、「一時不停止」「交差点安全進行」「右側通行」となっています。

自転車＝車両＝原則車道通行

自転車は車道の左端に沿って通行しなければなりません。歩道は歩行者が優先です。

ご存じのとおり、「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和4年10



月1日から全面施行になり、『自転車保険の加入義務化』『ヘルメットの着用努力義務』等が定められました。(岐阜県警察本部交通部交通安全課発行の「RAI・REN通言」から引用)